

公立大学法人愛媛県立医療技術大学損害保険契約書

公立大学法人愛媛県立医療技術大学 理事長 安川 正貴（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）は次のとおり損害保険に関する契約を締結する。

（契約の主旨）

第1条 甲は、甲を保険契約者及び被保険者とする本契約の申し込みを乙に対して行うとともに保険料を支払い、乙はこの契約書及び保険約款等に従い、保険金を支払う責に任じる。

（保険期間）

第2条 保険期間は、令和7年10月1日から令和8年10月1日午後4時までとする。

（保険の目的等）

第3条 甲は、次の建物等、及び学校教育業務等、並びに外部役員に係る事故等について、付保の対象とする。

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 建物 | (別添資料のとおり) |
| (2) 設備・什器等 | |
| (3) 学生数 | 438名（男 39名 女 399名） |
| (4) 非常勤役員 | 4名（延べ出勤日数 16日） |

（保険内容）

第4条 本保険の内容は、次のとおりとする。

(1) 火災保険

①建物に係る補償

- ・補償内容 火災、落雷、破裂、爆発、風災、雹（ひょう）災、雪災、騒じょう、集団行動、労働争議に伴う暴力行為、破壊行為、水ぬれ、建物外部からの物体の落下・飛来・衝突、盗難、水災
- ・保険金額 3,969,491,890円（再調達価額）
- ・免責金額 なし

②機械設備等に係る補償

- ・補償内容 上記建物に係る補償内容と同じ
- ・保険金額 1,366,042,558円
- ・免責金額 なし

(2) 賠償責任保険

①学校教育業務・入試業務にかかる賠償責任保険条項

- ・補償内容
学校教育業務又は入試業務の遂行につき行った行為に起因して、他人に与えた

損害について被る損害（損害賠償金、争訟費用、求償保全費用、損害防止費用）

・保険金額 100,000,000円

免責 100,000円

②個人情報漏洩に係る賠償責任保険条項

・補償内容

学校教育業務または入試業務を遂行するにあたり、偶然な事由により個人情報
を漏えいしたこと、又はその恐れがあることに起因する損害について被る損害
（損害賠償金、争訟費用、求償保全費用、BP費用）

・保険金額 100,000,000円

免責 100,000円

・ブランドプロテクション費用保険金額

10,000,000円

縮小てん補割合 90%

免責 100,000円

③ハラスメント、不当解雇、退学に係る賠償責任

・補償内容

当法人の使用人、就労希望者、学生もしくは就学希望者に対して行った
ハラスメントまたは不当解雇・退学に起因する損害について被る損害
（損害賠償金、争訟費用）

・保険金額 100,000,000円

免責 100,000円

④身体障害・財物損壊担保追加条項

・補償内容

大学が次の（1）または（2）によって生じた偶然な事故により、他人の生命も
しくは身体を害し、またはその財物を滅失、損傷もしくは汚損した場合におい
て、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金、争訟費
用、求償保全費用、損害防止費用）

（1）被保険者が学校教育業務または入試業務を遂行するため所有、使用もしく
は管理する施設または業務遂行

（2）被保険者の占有を離れた飲食物等または業務遂行の結果

・保険金額 100,000,000円

免責 なし

（3）傷害保険（役員）

・補償内容

役員に係る、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害

就業中のみ補償（通勤途上を含む）

・保険金額（１名につき）

死亡・後遺障害 ５０，０００，０００円

入院日額 １０，０００円

（事故の日からその日を含めて１８０日まで）

通院日額 ５，０００円

（９０日限度）

主たる免責 保険契約者または被保険者の故意／被保険者の自殺行為、犯罪行為
又は闘争行為／被保険者が法令に定められた運転資格を持たない
又は酒等の影響により正常な運転ができない恐れがある状態で自
動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故／地震・
噴火又はこれによる津波／戦争・革命・暴動等・核燃料物質等の
放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性

（保険料）

第５条 本契約の保険料は 円とする。

（保険料の請求及び支払）

第６条 乙は、本契約の申し込みを受理した後、速やかに保険料を請求するものとする。

２ 甲は、前項の請求を受け、適正と認めたときは、これを乙の指定する期日までに支払うものとする。

（事故等発生時の対応）

第７条 甲は事故等の発生があった場合、速やかにこれを乙に連絡するものとする。

乙は、甲の報告に基づき、事故等の内容及び損害賠償責任の有無の調査等適切な措置を講じるものとする。

また、甲は、乙の要請により必要に応じて、これに協力するものとする。

（保険金請求時の対応）

第８条 乙は、保険金請求に関し、必要と認める関係書類の閲覧または提出を甲に対し行うことができるものとし、甲はこれに協力するものとする。

（契約外の事項）

第９条 この契約に定めのない事項については、公立大学法人愛媛県立医療技術大学会計規程によるものとし、同規程に定めのない事項、又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を所持するものとする。

令和7年10月 日

愛媛県伊予郡砥部町高尾田 543 番地
甲 公立大学法人愛媛県立医療技術大学
理 事 長 安 川 正 貴

乙